

令和6年度

## 燕市消防団

# 小型動力ポンプ付積載車 仕様書 (軽四輪駆動消防車デッキバン)

第2方面隊第6分団第3部

第3方面隊第9分団第1部

第3方面隊第9分団第2部

燕・弥彦総合事務組合

# 第1章 小型動力ポンプ積載車

## (総則)

- 第1条 本仕様書は、燕・弥彦総合事務組合（以下「事務組合」という。）が令和6年度に配備するため購入する燕市消防団第2方面隊第6分団第3部、第3方面隊第9分団第1部、第3方面隊第9分団第2部の小型動力ポンプ付積載車（軽四輪駆動消防車デッキバン）（以下「新積載車」という。）の艤装並びに装備について定めるものとする。
- 2 新積載車の製作は、本仕様書及び艤装並びに装備外観五面図による他、道路運送車両の保安基準、その他関係する法令に適合するものとする。また、新積載車艤装については消防活動に必要な附属品が、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように、安全確実に固定でき且つ容易に積み降ろしができるよう製作されたものであり、車体に艤装メーカー等製造の銘板を取付けること。
- 3 契約後に生じた疑義は、事務組合と受注者で協議するものとし、製作に当たり疑義が生じたときは、直ちに事務組合に連絡し指示を受けるものとする。
- 4 受注者は、製作に先立ち本仕様書について事務組合と協議を行い、細部の事項の確認を行うこと。なお、本仕様書について疑義が生じたときは両者で協議し、メーカーの定める仕様によるほか、操作上必要があるものについては、これらの物品の取付けを行い、万全の工作を施すとともに、十分な性能を発揮できるよう製作すること。
- 5 本仕様書は、主要な項目のみを示しており、明記されていない事項であっても機能上、または、関係法令上、当然と認められる事項にあたっては本仕様書に含まれるものとする。
- 6 受注者は納車までに発生したいかなる事故に対しても、その責任を負うものとし、その他、記載事項の無いものについては、双方協議のうえ決定するものとする。
- 7 新積載車として法律的に必要なもの、または装備していなければならないものは事務組合が指示し、すべて見積の内に入れるものとする。
- 8 新積載車購入により燕市消防団第2方面隊第6分団第3部、第3方面隊第9分団第1部、第3方面隊第9分団第2部の積載車車両（以下「旧積載車」という。）3台の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 一時抹消登録を行う。一時抹消登録の手続きについては受注者が行い、手続きにかかる費用についても受注者の負担とする。
- (2) 旧積載車の自賠責保険料の払戻金の手続きも受注者が行い、登録にかかる書類を事務組合に提出すること。なお、自賠責保険料の払戻金が発生した場合は事務組合に納入すること。
- (3) 受注者は、旧積載車の車体に表示された名称等をすべて剥がしたのち、消防団マーク、赤色警光灯、サイレン等を取り外して処分すること。また旧積載車に積載してある不要物品等についても処分すること（別途協議）。  
処分に係る費用については受注者の負担とする。
- (4) 登録にかかる書類を事務組合に提出すること。

#### (登録)

第2条 新積載車の登録は、受注者が納入前に完了するものとし、登録に要する費用は事務組合の負担とする。(自賠責保険料・重量税・リサイクル料金・検査登録料)

2 車検証の使用者の氏名は「燕・弥彦総合事務組合」、住所は「新潟県燕市吉田浜首408番地1」とし、使用の本拠の位置は最寄りの管轄消防署の住所とする。

3 納入時には緊急自動車登録を完了してあること。

4 積載品及び艀装品等について、届出や申請手続きが必要なものについては、全て受注者の責任において行うこと。

#### (納入前点検整備)

第3条 納入に際しては、艀装、積載品、装備品及び車両本体の各部において十分な点検整備を行うとともに、使用燃料等は満タン状態で納入すること。

#### (納入場所及び台数)

第4条 車両の納入場所は、事務組合が指定した場所とする。

2 新積載車の購入台数は、3台とする。

#### (納入期限)

第5条 車両の納入期限は、令和7年3月3日(月)午後3時とする。

#### (取扱説明)

第6条 受注者は、事務組合が指定する日時及び場所において、消防団員に構造、取扱い及び保守管理等の実技指導を行うものとする。

#### (保証)

第7条 保障期間は、納入の日から3年とする。ただし保障期間以後といえども設計、製作上の不良等に起因する故障、障害等が発生した場合は、直ちに無償で修理または不良品の交換を行うとともに、不具合を説明する書類を提出すること。

#### (検査)

第8条 受注者は、契約後すみやかに事務組合と新積載車に積載する各資機材の積載要領等の打合せを行い、次の書類を1カ月以内に新積載車ごとに2部提出し、事務組合が承認した後、受注者へ1部返却し製作を開始すること。

(1) 艀装及び装備外観5面図

(2) シャーシ及びエンジン諸元表

(3) 製作工程表(中間検査及び完成検査予定日を記入すること。)

2 事務組合が適当と判断する時期に必要なと認めた場合、艀装の中間検査を行う。ただし、職員出向に要する経費については事務組合が負担するものとする(別途協議)。

- 3 最終検査は、納入時事務組合の指定する場所にて総合的検査を行うものとし、その結果不合格品及び不相当と認められた箇所については、部品の交換、補修、若しくは改造を行って再検査を受けるものとする（主要の製造工程を含む）。

**（提出書類等）**

第9条 シャーシ、エンジン部及び装備品については、納入時に保証書並びに整備記録簿を提出すること。

2 次の書類を納入時、新積載車ごとに1部提出すること。

- (1) 自動車車検証の写し、自賠責保険証の写し、リサイクル料の写し、緊急自動車届出確認証の写し
- (2) 車両取扱説明書（車両に積載）
- (3) 納品書及び装備積載品一覧表
- (4) 緊急自動車届出確認証（原本）改造自動車等届出書の写し
- (5) 完成車両の写真（前面、後面、両側面）
- (6) その他事務組合が指示するもの

**（車両仕様）**

第10条 新積載車は、「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」（昭和29年総理府告示第487号）中の標準として備えるべき附属品に関する項目及び「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年自治省令第24号）及び「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）の関係基準に適合するものとし、かつ緊急自動車として承認が得られるものであること。

2 受注者は、本仕様書の仕様に基づきシャーシメーカーから供給される令和6年度に製作された、軽自動車デッキバンタイプを消防自動車標準仕様に艤装し組立を行うこととする。

3 主要諸元及び附属品は次表のとおりとする。

主要諸元及び附属品	
エンジン	水冷4サイクルガソリンエンジン
総排気量	660cc以下
駆動方式	四輪駆動（パートタイム又はフルタイム）
変速機	自動変速機（オートマチックトランスミッション）
安全対策	エアバッグ（運転席・助手席）
その他装備	AM/FMラジオ、バックブザー、エアコンディショナー、パワーステアリング、間欠式ワイパー、ドライブレコーダー
車両附属品	フロアマット（運転席、助手席、後部座席2名用） 標準工具一式、取扱説明書、整備記録簿、 スペアタイヤ、停止表示板、タイヤチェーン1組（非金属製）、 スペアキー1個

- 4 車体関係の構造は次のとおりとする。
- (1) キャブはダブルキャブとすること。
  - (2) キャブ内の乗車定員は4名とし、各座席にシートベルトを取付けること。
  - (3) 電子サイレンアンプは埋め込み式とする。
  - (4) 後部座席の座面後部付近に収納ボックスを設け、車両バッテリーに対する過電流防止付充電器を設置すること。また、助手席付近の上部に拡声器を固定する取付け金具を設置するとともに、後部座席上部にネットを張り収納スペースを設けること。
  - (5) ドアは4箇所とし、片側2箇所で左右後部ドアはスライド式とすること。
  - (6) キャブルーフ前部に散光式警光灯、電子サイレン用スピーカー、団名標識灯の専用ラックを取付け、それらの操作スイッチは専用のヒューズを介し、乗降及び乗車時の支障とならない位置にまとめて取付けること。位置については、消防本部警防課消防団係の了承を得ること。
  - (7) 団名標識灯の入切は単独スイッチとせず、前照灯と連動させること。
  - (8) 荷台部に車両、ポンプバッテリー及び懐中電灯の充電用に供するマグネットコンセントを設け、雨水防止の蓋を取付けること。
  - (9) 団マークは、車体前面中央部に取付けること。
  - (10) 小型動力ポンプ積載装置は次のとおりとする。
    - ア 小型動力ポンプは、事務組合が指定する小型動力ポンプ（以下「ポンプ」という。）を荷台部に設置するものとし、キャビンと完全に仕切られた車両の軸重配分を考慮し設置するとともに、ポンプが支障なく、かつ容易に搬出できるよう確認し、必要な場合は積載装置を改良し取付けること。
    - イ 荷台部には、設置したポンプを引き出すための引き出し装置を設け、ポンプの吸水口を後ろ向きに積載すること。
    - ウ 引き出し装置はスライドレール式とし、ポンプ積み降ろし時には、ポンプが車両側板より外側に出るよう、レール最後部まで移動し、かつ簡単に積み下ろし可能な傾斜式構造とすること。またそのレールについては、ポンプ積載の有無を問わず、収納時には金具で固定できる構造とすること。
    - エ 引き出し装置のスライドレールの構造は堅牢とし、ポンプを積載した状態で吸水・放水ができる構造とする。
  - (11) 燕市消防団の無線は次のとおりとする。
    - ア 消防本部警防課消防団係と協議して新品の空中線、基台、同軸ケーブルを設置すること。なお、設置方法については消防本部警防課消防団係が別途指示する方法により設置すること。
    - イ 機器側の接栓は携帯機と接続できるコネクタを取付け、脱着し易い構造とすること。
    - ウ 配線は消防活動上及び車両運用上支障のないように行なうこと。
    - エ 空中線取付けの部分から、雨露の侵入がないようにすること。
    - オ 取付けに係るすべての部材は、受注者の負担とする。

- (12) 荷台部分に65mmホースを二重巻で収納し、容易に取出すことができるホース収納ラックを設置すること。なお、収納ラック上部に5本以上は小型動力ポンプを降ろさなくても車外から容易に取出すことが出来る構造とする。また、収納ラック下部に65mmホース2本以上収納したホースバックを収納でき、消防活動上及び車両運用上支障のないようにすること。また荷台上部には、夜間活動時に資機材取り出しに支障のないよう、LED照明を取付け容易に操作できる位置にスイッチを配置すること。
  - (13) 後部支柱へ赤色点滅灯を左右1個ずつ取付け散光式警光灯と連動する構造とすること。
  - (14) 荷台上部を次の構造とする。
    - ア キャビンルーフ後部から車体最後部まで鉄製とした荷台用ルーフを延長し、車体最後部のゲート型フレームに接続する構造（以下「ヤグラ」という。）とする。
    - イ ヤグラには、荷台の積載物等が雨等に濡れないよう工夫すること。
    - ウ キャビンルーフからヤグラにかけての上部（以下「キャビンルーフ等」という。）に鳶口2本を積載する。
  - (15) 荷台床にアルミニウム製縞板を張り、車両後部バンパーまで延長させ、バンパー部分の縞板は十分な強度を持つものとし、かつ滑らない構造とすること。
  - (16) 吸管取付装置は、荷台後部のゲート型フレームに設置し吸管を容易に脱着出来る構造とし、吸管の固定は走行時脱落することがない強固なものとする。
  - (17) 各操作装置、計器及びスイッチ類には、名称、容量を記入し、艀装部のヒューズを増設する。
  - (18) 装備品及び附属品は、安全確実に積載でき、かつ容易に取外しが出来る強固な装備を備え付け、変形を生じない構造とする。
  - (19) 各装置及び部品の取付けはボルトによる取付けを基本とし、ボルト、ナット類は基本的にステンレス製を使用すること。
  - (20) 艀装加工したかど部分等はコーナーガード等を取付けるものとする。
  - (21) ゴム類は基本的に耐油製のものを使用すること。
  - (22) 清掃、点検、整備及び操作性に優れたものであること。
  - (23) 車両の艀装に使用する材料は、可能な限り日本産業規格（JIS）または、これと同等以上とすること。
  - (24) 納入時のタイヤはブリヂストン製スタッドレスタイヤとすること。
- 5 新積載車に積載等する附属品は次のとおりとする。
- (1) キャビンルーフ等に鳶口2本を収納することとし、容易に取外しできるよう取付金具を設置すること。
  - (2) 車両後部の左側にサーチライトを取付け、サーチライトの点灯スイッチは、専用のスイッチを取付けること。
  - (3) ヤグラ内側には、水口、ストレート管鎗1本、無反動ノズル2本、消火器、消火栓開閉器（地上式、地下式）及び消防水利用蓋開閉器、二又分岐バルブ、ストカゴセット、パール、スタンドパイプ、吸管枕木、車輪止めを容易に取外しできるよう収納・

固定すること。また、小型動力ポンプバッテリー用過充電防止付充電器を固定できる架台を設けること。

なおヤグラ内以外の場所に収納する場合は、消防本部警防課消防団係の了承を得ること。

(4) ストカゴセットは、吸管に接続せずヤグラ内に収納すること。

(5) 荷台後部右側には、部旗を取付けることが可能な取付金具（内径 22mm）を設けること。

6 新積載車の塗装及び記入文字は次のとおりとする。

(1) シャーシのキャビン外部及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艀装各部は完全な錆止め処理を行い、充分なるプライマー処理及び下塗りを行ったあと消防色にて上質な仕上げ塗装を施す。

(2) 文字入れ仕様は、車両の左右ドアに白色丸ゴシック体・反射白文字・左読みでそれぞれ事務組合が指定する文字（団名・分団名・部名 数字は漢数字）を記入し、散光式警光灯は黄色地に黒色丸ゴシック体左読みで「燕市」と記入する。

(3) 車体左右及び後部に高視認性マーキング（バッテンバーグ・マーキング、シェブロンマーキング）を施すこと（詳細は別途協議）。

(4) 塗装保証として、納車後2年以内に自然剥離、浮上り、亀裂、変色、錆等が生じた場合は、受注者の負担により補修又は再塗装すること。

7 新積載車への取付品、積載品及び附属品（以下「附属品等」という。）は次のとおりとする。

(1) 附属品等は、別表1のとおりとし基本的に新規の物品（備考欄の同等品）とするが、事務組合が支給する附属品等（既存品）とする場合は、事務組合と協議するものとする。なお、附属品等を安全確実に積載でき、かつ、容易に取外し出来る堅固な装備を備えること。

別表1 附属品等

	品 目	数量	備 考
1	散光式警光灯	1 式	大阪サイレン製 NF-MS-VXKJ1-LB
2	電子サイレンアンプ及びマイクロフォン	1 式	大阪サイレン製 TSK-D151 ※標準搭載メッセージは別途指示
3	スピーカー	1 式	（散光式警光灯一体式）
4	標識灯	1 式	（散光式警光灯一体式）
5	後退警報機	1 式	バックブザー
6	赤色点滅灯	1 式	後部点滅灯 2 灯（LED）
7	LED サーチライト	1 式	GREE 社製 WD-6L60L
8	荷台作業灯	1 式	L E D
9	小型動力ポンプ	1 台	仕様書第 13 条の小型動力ポンプ
10	非常用信号器具	1 式	信号灯（電池付）・赤旗

11	拡声器（小型）	1個	10W以下
12	マグネットコンセント	1個	長さ10m
13	吸水管 6m	1本	スーパーデラックスホース SDH-C 75φ 消火栓媒介 SC-L (75×65 φ) スロッター型
14	とび口	2本	樫製 グラスファイバー製 1.8m
15	水口	1個	無反動ノズル用 口径23mm
16	無反動ノズル	1本	事務組合支給品（既存品）
17	無反動ノズル	1本	ヨネ製 無反動ノズル ヴァリアブルノズル NV65B
18	ストレート管鎗	1本	赤ゴム巻 ヴァリアブルノズル NV65B
19	ABC粉末消火器	1本	車載用 10型
20	スタンドパイプ	1本	事務組合支給品（既存品）
21	地下式消火栓開閉金具	1本	T字型
22	パール	1本	22mm×900mm
23	地上式消火栓開閉金具	1本	前沢式
24	消防水利用蓋開閉器	1式	防火水槽用（フック型）、地下式消火栓（MH28型）
25	二又分岐バルブ	1個	事務組合支給品（既存品）
26	吸管スパナ	1対	75mm
27	ホースバック	1個	65mmホースを2本以上収納
28	消防用ホース （袴は白色とする）	7本	65mm×20m、使用圧1.3Mpa、町野式 日本消防検定協会の品質評価に合格したもの
29	スタッドレスタイヤ	1式	ブリジストン製（納入時に装着）
30	スペアタイヤ	1本	車両付属品
31	ブースターケーブル	1式	5m
32	過充電防止付充電器	1個	車両用
33	吸管附属品	1式	ストカゴセット3：165SKF3P 岩崎製作所（ストカゴ+ 吸管ヒッパラ媒介（PAT.）+ガイドロープ10m+65 町オス金具媒介） 控綱バンド 吸管枕木
34	停止表示板	1個	エーモン #6640
35	ドライブレコーダー	1台	前方記録機能 有効画素数200万画素以上 駐車時監視機能
36	携帯無線機	1式	STANDRD VXD30 1台 （キャリングケース、充電器、予備バッテリー1個含む）
37	車輪止め	1組	ゴム製 3mロープ付き

## 第2章 小型動力ポンプ

### (目的)

第11条 本仕様書は、事務組合が令和6年度に購入する燕市消防団第2方面隊第6分団第3部、第3方面隊第9分団第1部、第3方面隊第9分団第2部の小型動力ポンプ並びに別表2に記載されている物品について定めるものとする。

### (数量)

第12条 購入する数量は次のとおりとする。

- (1) B-3級 3台

### (仕様)

第13条 小型動力ポンプの型式等は、次のとおりとする。

型 式	級 別	数 量
エンジン形式：直列3気筒水冷4ストロークガソリン (冷却水還流式)  総排気量：500mL以上 検 定 出 力：20kw以上 潤 滑 方 式：ウエットサンプ 規格放水性能：規格放水圧力 0.5Mpa以上 規格放水量 1.1m <sup>3</sup> /min以上 高圧放水性能：高圧放水圧力 0.8Mpa以上 高圧放水量 0.7m <sup>3</sup> /min以上  吸 水 口：呼称75mm 放 水 口：呼称65mm 始 動 方 式：セルスターター式(リコイルスターター付) 寸 法：650mm以上×600mm以上×700mm以上 (全長×全幅×全高) 乾 燥 質 量：90kg以下	B-3級 ※動力ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年省令第24号)に合致していること。	3台

- 2 小型動力ポンプは第1章小型動力ポンプ積載車に積載するものとし、走行中に振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ容易に積みおろしができるものであること。
- 3 令和6年度に製作された小型動力ポンプとする。
- 4 各台の附属品は、別表2のとおりとする。
- 5 その他の必要事項については事務組合と協議すること。

別表 2

品 名	仕 様 等	数 量
附属品	(1) 過電流防止付充電器 (2) ポンプ標準附属品 (3) ポンプ工具 (工具箱付)	1 台 1 式 1 式

### 第 3 章 その他の事項

(納入)

第 14 条 納入については、次のとおりとする。

- 2 受注者は、納入する際、事務組合で検査を受けること。
- 3 検査の結果、本仕様に適合しないときは、事務組合の指示する日までに再検査を受けること。
- 4 燃料・油脂類は満タンとする。
- 5 納入時に次の書類を A 4 版ファイルに綴じ 1 部提出すること。
  - (1) 総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す表示の写し
  - (2) 消防ポンプ (真空ポンプを含む) の試験成績書
  - (3) 諸元明細書
  - (4) 取扱説明書
  - (5) 納品書・納品明細書
  - (6) ポンプ 4 面及び付属品を撮影したデジカメプリント L 版
  - (7) 積載車の架台を加工した場合は加工前、加工後を撮影したデジタルプリント L 版
  - (8) (1) から (7) を PDF にした DVD-ROM。

(補則)

第 15 条 補則について、次のとおりとする。

- 2 受注者は、事務組合が指定する日時及び場所において消防団員への取扱説明を行うこと。
- 3 保証期間等については、次のとおりとする。
  - (1) 保証期間は、納入の日から起算して小型動力ポンプ積載車は 3 年間、小型動力ポンプは 2 年間とし、それぞれ保証書を提出すること。
  - (2) 保証期間経過後に、設計不良、製作上の欠陥等により故障した場合は、無償で修理を行うこと。
- 4 その他、問い合わせ先等については、次のとおりとする。
  - (1) 入札及び仕様書に関する事項

〒959-0248 燕市吉田浜首 408 番地 1

燕・弥彦総合事務組合消防本部 警防課 Tel 0256-92-1119 Fax 0256-92-1129